

岩手県告示第 468 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 21 年 5 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
盛岡医療生活協同組合 川久保病院	盛岡市津志田 26 地割 30 番地 1	平成 24 年 5 月 19 日